

平成 29 年度

個別指導（調剤）における 主な指摘事項

近畿厚生局

目 次

I 調剤全般に関する事項	1
1 処方せんの取扱い	1
2 処方内容の変更	1
3 処方内容に関する薬学的確認	1
4 調剤	2
5 調剤済処方せんの取扱い	2
6 調剤録の取扱い	2
7 その他	3
II 調剤技術料に関する事項	3
1 調剤料	3
2 調剤料又は調剤技術料に係る加算	3
III 薬学管理料に関する事項	4
1 薬剤服用歴管理指導料	4
2 薬剤服用歴の記録	5
3 薬剤情報提供文書	6
4 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳	6
5 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等	6
6 麻薬管理指導加算	6
7 重複投薬・相互作用等防止加算	7
8 特定薬剤管理指導加算	7
9 乳幼児服薬指導加算	7
10 かかりつけ薬剤師指導料	7
11 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	8
12 服薬情報等提供料	8
13 その他	8
IV 事務的事項	8
1 登録・届出事項	8
2 掲示事項	8
3 薬剤師数	9
4 一部負担金等の取扱い	9
V その他	9
1 保険請求に当たっての請求内容の確認	9
2 関係法令の理解	9
3 指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合	9

個別指導（調剤）における主な指摘事項

I 調剤全般に関する事項

1 処方せんの取扱い

(1) 処方せんの「処方」欄の記載不備

① 「処方」欄の記載に次の不備のある処方せんにつき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

ア 用量の記載がない又は乏しい。

イ 用量の記載が不適切である。

【例】「医師の指示どおり」と記載されている

ウ 用法の記載がない又は乏しい。

エ 用法の記載が不適切である。

【例】「医師の指示どおり」と記載されている

(2) その他

① 保険薬剤師は、薬剤師法第25条の2に基づき、患者等に対し、必要な情報の提供及び必要な薬学的知見に基づく指導を行うこと。

2 処方内容の変更

(1) 処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 薬剤の変更・追加、用法・用量の変更を、処方医に確認することなく行っている。

3 処方内容に関する薬学的確認

(1) 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

① 薬剤の処方内容から禁忌投薬が疑われるもの

② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの

③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの

④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの

⑤ 過量投与が疑われるもの

⑥ 倍量処方が疑われるもの

⑦ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの

⑧ 重複投薬が疑われるもの

⑨ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの

⑩ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの

- ⑪ 漫然と長期にわたり処方されているもの
【例】月余にわたるビタミン剤の投与
- ⑫ 外用薬について、塗布部位、貼付部位が不明確なもの

4 調剤

(1) 調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 一般名処方に係る処方せんを受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。
- ② 銘柄名処方に係る処方等について後発医薬品への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。

5 調剤済処方せんの取扱い

(1) 調剤済処方せんの記載事項の不備

- ① 調剤済処方せんについて、次の事項の記載がない又は不適切若しくは不明瞭な例が認められたので改めること。
 - ア 調剤済年月日
 - イ 保険薬局の所在地
 - ウ 保険薬局の名称
 - エ 保険薬剤師の署名又は記名・押印
- ② 調剤済処方せんの「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない又は不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容
- ③ 訂正の方法が適切でない。(訂正は二本線で抹消し、訂正した保険薬剤師の印鑑を押印すること。)
- ④ 調剤済みの処方せんについて、調剤済みとなった日から3年間保存していない不適切な例が認められたので改めること。

6 調剤録の取扱い

(1) 調剤録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤録がない。
- ② 調剤録を編綴していない又は編綴が不十分である。

(2) 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項を記載していない。
 - ア 調剤した薬剤師の氏名
- ② 調剤済み処方せんと調剤録の処方年月日が異なっている。

③ 調剤した薬剤について、次の事項に記載誤りがある。

ア 請求点数

イ 患者負担金額

7 その他

(1) 薬袋について、次の記入事項の記載に不十分な例が認められたので改めること。

① 用法

② 用量

II 調剤技術料に関する事項

1 調剤料

(1) 調剤料の算定について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 1調剤とすべきところ、2調剤として算定している。

② 1剤とすべきところ、2剤として算定している。

③ 内服用滴剤で算定すべきところ、屯服薬で算定している。

④ 処置に用いる生理食塩液について、調剤料を算定している。

2 調剤料又は調剤技術料に係る加算

(1) 嚥下困難者用製剤加算

① 嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 嚥下障害等がない患者について算定している。

イ 市販されている剤形（顆粒又は細粒）での服用が可能と思われる患者について算定している。

ウ 剤形の加工を薬学的な知識に基づいて行っていない。

(2) 一包化加算

① 一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 治療上の必要性が認められない場合に算定している。

イ 医師の了解を得た上で行ったものではない場合に算定している。

ウ 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨及び一包化の理由を調剤録等に記載していない。

(3) 自家製剤加算

① 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。

イ 調剤録等に製剤工程を記載していない。

ウ 割線がない錠剤を半割したものについて算定している。

(4) 計量混合調剤加算

- ① 計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。(薬学的判断は個々の薬剤の特性を十分理解して行わなければならないものであり、問題がある計量混合調剤を行ってはならない。)
 - イ 計量を行っていない。
 - ウ 包装単位の医薬品を使用して調剤をしている。

(5) 調剤技術料の時間外加算等

- ① 時間外加算等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 薬剤服用歴の記録又は調剤録に平日又は土曜日に算定した患者の処方せんの受付時間を記載していない。

(6) 調剤料の夜間・休日等加算

- ① 調剤料の夜間・休日等加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 夜間・休日等加算を算定した患者について、処方せんの受付時間を当該患者の薬剤服用歴の記録又は調剤録に記載していない。
 - イ 夜間・休日等加算の対象とならない時間に処方せんを受付し、誤って算定している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴管理指導料

- (1) 薬剤服用歴管理指導料の算定について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 手帳を持参していない患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書の点数を算定していない。
 - ② 手帳を持参している患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書の点数を算定している。
 - ③ 6か月以内に処方せんを持参した患者に対して、薬剤服用歴管理指導料2を算定している。
- (2) 次の事項について、処方せんの受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切又は不十分な例が認められたので改めること。
 - ① 服薬状況
 - ② 残薬の状況
 - ③ 患者の服薬中の体調の変化
 - ④ 他科受診の有無
 - ⑤ 副作用が疑われる症状の有無
 - ⑥ 後発医薬品の使用に関する患者の意向

(3) 処方せんの受付後、薬を取りそろえる前に患者等に対して行う次の事項の確認を保険薬剤師が行っていない（事務員が行っている）ので改めること。

- ① 服薬状況
- ② 残薬の状況
- ③ 患者の服薬中の体調の変化
- ④ 他科受診の有無
- ⑤ 後発医薬品の使用に関する患者の意向

(4) 処方せんの受付後、薬を取りそろえる前に患者等に対して行う確認を、薬を取りそろえた後に行っている不適切な例が認められたので改めること。

2 薬剤服用歴の記録

(1) 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載がない、不適切である、又は乏しい。
 - ア 被保険者証の記号番号
 - イ 処方日
 - ウ 処方内容
 - エ 調剤日
 - オ 処方内容に関する照会の要点等
 - カ 体質
 - キ アレルギー歴
 - ク 副作用歴
 - ケ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
 - コ 服薬状況
 - サ 残薬状況の確認
 - シ 残薬状況の確認ができなかった場合、その旨
 - ス 患者の服薬中の体調の変化
 - セ 併用薬等の情報
 - ソ 合併症を含む既往歴に関する情報
 - タ 他科受診の有無
 - チ 副作用が疑われる症状の有無
 - ツ 飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況
 - テ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - ト 手帳による情報提供の状況
 - ナ 服薬指導の要点
 - ニ 指導した保険薬剤師の氏名
- ② 訂正が適切でない。
 - ア 二本線で抹消しておらず、修正前の記載内容が判読不能である。
- ③ 薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。

- ④ どのような副作用等に着目して聴取を行ったか等、薬学的な観点から聴取・確認した内容を記載し、患者への指導により活用できる記録となるよう努めること。
- ⑤ 同一患者の薬剤服用歴の記録について、必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理していない。

3 薬剤情報提供文書

(1) 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載がない、不適切である、又は乏しい
 - ア 用法
 - イ 用量
 - ウ 副作用
 - エ 相互作用
- ② 用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。

4 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

(1) 手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 手帳に次の事項を記載していない又は不十分である。
 - ア 用法
 - イ 用量

5 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等

(1) 次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 運用管理規程がない。
- ② 電子保存の真正性について、次の問題が認められた。
 - ア パスワードの有効期間（最長でも2ヶ月以内）を設定していない。

(2) 最新版の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠するよう運用管理規程の更新を行う等、より適切な運用に努めること。

6 麻薬管理指導加算

(1) 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 麻薬の服用状況、残薬の状況、保管状況を確認していない。
- ② 残薬の取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない。
- ③ 麻薬による鎮痛等の効果や副作用の有無の確認を行っていない。
- ④ 薬剤服用歴の記録に指導の要点を記載していない。
- ⑤ 鎮痛等の効果や副作用の有無の確認の記録が薬剤服用歴に記載不十分である。

7 重複投薬・相互作用等防止加算

- (1) 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 処方の変更が行われなかった場合に算定している。
 - ② 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載していない。

8 特定薬剤管理指導加算

- (1) 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
 - ② 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
 - ③ 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない。又は記載が乏しい。
 - ④ これまでの指導内容等も踏まえた適切な指導を行っていない。
 - ⑤ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、特に指導が必要な内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。
 - ⑥ 保険薬剤師自身に行った調剤に対して算定している。

9 乳幼児服薬指導加算

- (1) 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 乳幼児に係る処方せんの受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。
 - ② 患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。

10 かかりつけ薬剤師指導料

- (1) かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 患者の署名付きの同意書が作成されていない。
 - ② 患者の同意を得た旨を薬剤服用歴の記録に記載していない、又は記載が乏しい。
 - ③ かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が服薬指導等を行った場合にかかりつけ薬剤師指導料を算定している。
- (2) かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 薬剤服用歴管理指導料に係る業務について
 - ア 薬剤服用歴の記録について、記載が乏しい。
 - イ 処方を行った保険医に対して行った情報提供の内容について、薬剤服用歴の記録への記載が乏しい。
 - ② 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、薬剤服用歴の記録への記載が乏しい。

11 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

- (1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 次の事項について、薬剤服用歴の記録への記載が乏しい、又は記載していない。
 - ア 保険医から緊急の要請があった日付及び要請の内容並びに要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨
 - イ 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容
 - ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

12 服薬情報等提供料

- (1) 服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 患者1人につき同一の保険医療機関の同一の診療科に対して情報提供を行った場合について、月1回を超えて算定している。
 - ② 別紙様式1又はこれに準ずる様式の文書等に必要な事項の記載が乏しい。
 - ③ 保険医療機関へ必要な情報提供を行った場合の内容等について、薬剤服用歴の記録を記載していない。

13 その他

- (1) 薬学管理の必要性が乏しい当該保険薬局の管理薬剤師に対し、薬学管理料を算定している不適切な例が認められたので改めること。

IV 事務的事項

1 登録・届出事項

- (1) 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに近畿厚生局に届け出ること。
- ① 管理薬剤師の異動
 - ② 保険薬剤師の異動
 - ③ 開局時間の変更
 - ④ 開局日の変更（祝日休局→開局）
- (2) 施設基準の届出について、届出要件に充分留意し、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、速やかに届出すること。

2 掲示事項

- (1) 掲示事項について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 薬剤服用歴管理指導料に関する事項の掲示がない。
 - ② 近畿厚生局に届け出た事項の掲示がない。
 - ③ 明細書の発行状況の掲示がない又は不十分である。
 - ④ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
 - ⑤ 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示していない。

- ⑥ 開局時間を保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に表示していない。
 - ⑦ 届出と異なる開局時間の掲示がされている。
- (2) 掲示内容について、患者が理解しやすい表示となるよう努めること。

3 薬剤師数

- (1) 処方せん受付枚数に比べて保険薬剤師数が少ないので改めること。

4 一部負担金等の取扱い

(1) 一部負担金関係

- ① 一部負担金について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 未収金を管理していない。
 - イ 調剤録と日計表の一部負担金が相違している。
- ② 領収証について、定められた様式に準拠していない次の不適切な事項が認められたので改めること。
 - ア 消費税に関する文章が記載されていない。

(2) 明細書関係

- ① 明細書について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
 - ア 明細書を発行していない（正当な理由がない限り無償交付する必要がある）。

V その他

1 保険請求に当たっての請求内容の確認

- (1) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。
- ① 保険薬剤師による処方せん、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない。又は不十分である。
 - ② 1回の調剤に対し重複して療養の給付に関する費用の請求を行っている。

2 関係法令の理解

- (1) 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。

3 指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合

- (1) 開設者は、今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行い、業務内容等について必要な改善を行う等、保険調剤の質的向上及び一層の適正化を図ること。